

警察本部
警察学校
各警察署

広島県警察の会計監査の実施に関する訓令を次のように定める。

平成16年5月13日

広島県警察本部長 内山田 邦夫

広島県警察の会計監査の実施に関する訓令

(趣旨)

第1条 広島県警察の会計経理の適正を期するため、広島県警察が行う会計の監査(以下「会計監査」という。)については、会計の監査に関する規則(平成16年国家公安委員会規則第9号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この訓令に定めるところによる。

(会計監査員等)

第2条 警察本部長(以下「本部長」という。)は、その指名する職員(以下「会計監査員」という。)に会計監査を行わせることができる。

2 会計監査員は、会計監査の実施に当たり、警察本部に勤務する警察官及び警察官以外の職員を会計監査補助員として会計監査の補助をさせることができる。

(会計監査実施計画)

第3条 本部長は、規則第2条第1項に定める会計監査実施計画(以下「会計監査実施計画」という。)を当該会計監査実施計画に係る年度が始まるまでに、あらかじめ策定するものとする。

2 本部長は、規則第2条第2項各号に掲げる事項のほか、会計監査を実施する上で必要と認める事項を会計監査実施計画に定めることができる。

3 本部長は、会計監査を効率的に実施するため特に必要があるときは、会計監査実施計画を変更することができる。

(監査の実施)

第4条 会計監査は、会計監査実施計画に基づき行うものとする。

2 本部長は、広島県警察の会計経理の適正を期するため特に必要があるときは、前項の規定にかかわらず、会計監査を実施しなければならない。

(会計監査への協力)

第5条 会計監査の対象所属の長は、会計監査の実施に当たっては、その目的が達

せられるよう、積極的に協力しなければならない。

(会計監査の結果に基づく措置)

第6条 本部長は、会計監査の結果に基づき、会計経理の取扱いの改善等必要な事項を当該会計監査の対象所属の長に指示するものとする。

2 前項の指示を受けた所属の長は、速やかに適切な措置を講じ、その結果を本部長に報告しなければならない。

(公安委員会への報告)

第7条 本部長は、毎年4月末日までに、その行った会計監査の実施状況及び会計監査の結果に基づく措置の状況を取りまとめ、公安委員会に報告するものとする。

2 本部長は、前項に規定する場合のほか、特に必要があるときは、速やかに、会計監査の実施の状況を公安委員会に報告するものとする。

(その他)

第8条 この訓令の実施に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成16年5月13日から施行する。